

健生食輸発0428第2号
令和8年4月28日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産おぐらのクロルピリホス及びフランス産乾燥いちじくの総アフラトキシン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年4月22日付け健生食輸発0422第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、インド産おぐら及びフランス産乾燥いちじくについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加
 - ・インド産おぐら及びその加工品(簡易な加工に限る。)のクロルピリホス
2. 別表第2から削除
 - ・フランス産乾燥いちじくの総アフラトキシン